

鳥取市産学官連携地域経済活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市産学官連携地域経済活性化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市内の中小企業者等の産学連携による取り組みを支援することにより、本市経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 学術研究機関 鳥取大学、鳥取環境大学、米子工業高等専門学校、鳥取県産業技術センター及び県内公設研究機関をいう。
- (3) 協同組合 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する者をいう。
- (4) 生産者団体 5名以上の生産者により構成され、組織としての規約を有する団体をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1項に掲げる事業であって、第12条に規定する審査会の審査の結果に基づき市長が認めたものとする。ただし、他の制度により補助金を受けている場合又は受ける予定がある場合は、本補助金の交付の対象としないものとする。

2 補助対象事業の期間は、別表第4項に掲げる期間を上限とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する中小企業者、協同組合、生産者団体及びその他市長が特に必要と認める団体とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1項に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第5項に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第7条 本補助金は、補助対象経費に別表第2項に掲げる補助率を乗じて得た額（同表第3項に掲げる額を上限とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに規則第4条に定める補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書に添付すべき規則第4条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ鳥取市産学官連携地域経済活性化事業補助金事業計画書（様式第1号）及び鳥取市産学官連携地域経済活性化事業補助金収支予算書（様式第2号）によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に定める補助事業等実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ鳥取市産学官連携地域経済活性化事業補助金事業報告書（様式第3号）及び鳥取市産学官連携地域経済活性化事業補助金収支決算書（様式第4号）によるものとする。

(審査会の設置)

第12条 本補助金の交付申請に係る内容について審査を行うため、鳥取市産学官連携地域経済活性化事業補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。

（財産の管理）

第13条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了した後も、当該補助事業により取得した機械器具等の財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けることなく、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（成果の発表）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果について当該補助事業者に発表を求めることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行し、平成20年度の補助対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

区分	調査支援型	研究開発支援型
1 事業内容	学術研究機関との共同研究により、新規性及び独自性があるアイデアを事業化するために行う事業可能性調査、基礎的、予備的試験、情報の収集等	学術研究機関との共同研究により、新規性及び独自性があり、事業化に向けて行う、新技術又は新製品の研究開発 ※事前に市場の検証及び基礎的な調査研究が行われていることが必要
2 補助率	2 / 3	2 / 3
3 上限額	60万円	200万円
4 事業期間	最長12か月間	最長24か月間
5 補助対象経費	(1) 原材料費 (2) ソフトウェア開発費 (3) 機器・設備費 (4) 委託費 (5) 共同研究費 (6) 外部指導受入経費 (7) その他経費	(1) 原材料費 (2) ソフトウェア開発費 (3) 機器・設備費 (4) 減価償却費 (5) 委託費（※1） (6) 共同研究費（※1） (7) 直接人件費（※2） (8) 外部指導受入経費 (9) 産業財産導入費 (10) その他経費

※1 研究開発支援型において、補助対象経費（5）と（6）の合計額に係る交付決定額の配分は50%以内とする。

※2 研究開発支援型において、補助対象経費（7）に係る交付決定額の配分は50%以内とする。